

平成30年10月 3日

清水町長 山本 博保 様

清水町下水道使用料等審議会

会長 峰田 俊



清水町下水道使用料の改定等について（答申）

平成30年6月18日付け清都下業第28号により諮問のあった清水町下水道使用料の改定等について、慎重に審議した結果を下記のとおり答申する。

記

1 下水道使用料の改定について

- ・本町の下水道事業は、施設の老朽化が進み今後の修繕費用や汚水処理経費の増加に伴い、単年度収支が赤字となることが将来予想されるなど大変厳しい財政状況にあり、また、経費回収率も未だに低い水準であることを鑑み、下水道使用料の改定はやむを得ないものと判断する。
- ・下水道使用料を改定するに当たっては、超過料金が平成23年度に改定している一方で、基本料金は平成6年度以降一度も改定していないことから、今回の改定では基本料金を中心に引き上げることが適当である。
- ・大幅な下水道使用料の引き上げについては、使用者に多大な負担を強いるため、段階的に引き上げることとし、今回の改定では、収支状況や次回改定時期などの将来予測を踏まえ、基本料金を30%程度、超過料金を15%程度に抑えた引き上げとすることが妥当である。

2 答申事項

- ・下水道使用料の体系は、現行の体系を維持し、下水道使用料については下表のとおりとする。

清水町下水道使用料

(1 使用月当たりの使用料)

区分	汚水の量	改定使用料 (税抜)	現行使用料 (税抜/税込)	改定率
基本料金	10 立方メートルまで	975 円	749 円/808 円	30.2%
超過料金	10 立方メートルを超え 20 立方メートルまで	1 立方メートル につき 135 円	115 円/124 円	17.4%
	20 立方メートルを超え 30 立方メートルまで	1 立方メートル につき 145 円	125 円/135 円	16.0%
	30 立方メートルを超え 50 立方メートルまで	1 立方メートル につき 155 円	136 円/146 円	14.0%
	50 立方メートルを超え るもの	1 立方メートル につき 165 円	146 円/157 円	13.0%

※備考 改定使用料と比較するため、内税方式の現行使用料に税抜金額を併記した。

- ・将来の消費税及び地方消費税の改正を踏まえ、下水道使用料は外税方式とすることが適当である。
- ・下水道使用料の改定時期は、下水道使用者への周知期間を十分に確保し、また、消費税及び地方消費税の改正に合わせ、平成31年10月1日とすることが適当である。なお、消費税及び地方消費税の改正が、廃止され又は延期された場合であっても、今般の下水道事業の財政状況を踏まえ下水道使用料の改定は行わなければならないと考える。

3 附帯意見

- ・下水道使用料の改定は、住民生活や企業活動などに大いに影響を与えることとなるため、下水道使用者へ十分な周知と説明に努められたい。
- ・下水道事業の本来の目的である公共水域の環境改善を図るため、下水道接続率の向上に努められたい。
- ・下水道事業の経営の安定を図るため、経費の削減とともに下水道使用料の収納率の向上などの改善に努められたい。
- ・下水道の健全な事業の遂行のため、5年から7年程度の間隔での定期的な経営の見直しを図ることについて検討されたい。